

20 福島再生加速化交付金関係

(1) 福島再生加速化交付金の仕組みについて教えてください。

交付金の目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことで等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することにより、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化させることを目的としています。

地方公共団体が以下に規定する交付対象項目毎の対象事業から自主的に事業を選択して作成した事業計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、地域の実情に即した事業の的確かつ効率的な実施を図ることを目的としています。

ただし、法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除きます。

交付金の仕組み

基幹事業は、各交付要綱等に定める要件を満たす事業で、かつ、次に掲げる事業のいずれかに該当する事業です。

- (1) 生活拠点の整備のために行う事業
- (2) 生活環境の向上対策のために行う事業
- (3) 健康管理・健康不安対策のために行う事業
- (4) 社会福祉施設整備のために行う事業
- (5) 農林水産業再開のための環境整備のために行う事業
- (6) 商工業再開のための環境整備のために行う事業
- (7) 移住等の促進に資するために行う事業

事業を実施する場合

交付金により再生加速化事業を実施しようとする場合は、以下の事項を記載した「帰還・移住等環境整備事業計画」を作成し復興庁に提出しなければなりません。

- (1) 計画の区域
- (2) 帰還・移住等環境整備に関する目標
- (3) 事業概要及び地域の帰還・移住等環境整備との関係
- (4) 帰還・移住等環境整備事業等に要する費用
- (5) 帰還・移住等環境整備業等の実施主体
- (6) その他必要な事項

(2) 福島再生加速化交付金の対象地域及び期間について 教えてください。

対象地域

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等により住民が避難し、地域の再生に支障が生じていると認められている次の12市町村になります。

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※農山村地域復興基盤総合整備事業のうち農業水利施設等保全再生事業については下記市町村についても対象となります。

福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、新地町

期間

事業計画書に記載する計画期間は平成25年度（平成26年2月28日）から当面、令和12年度末までとされている。

(3) 福島再生加速化交付金の実施可能な事業について教えてください。

事業内容

47の基幹事業及び効果促進事業から構成されていますが、農業農村整備に関する事業は「農林水産業再開のための環境整備」に資する事業で、次のとおりです。

(1) 農山村地域復興基盤総合整備事業

- ・復興基盤総合整備事業
- ・農地整備事業
- ・水利施設整備事業
- ・農地防災事業
- ・広域農業用水適正管理対策事業
- ・農業水利施設等保全再生事業
- ・営農再開支援水利施設等保全事業
- ・農業集落排水事業
- ・中山間地域総合整備事業
- ・草地畜産基盤整備事業
- ・畜産環境総合整備事業
- ・森林整備事業
- ・復興整備実施計画

(2) 農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業

(3) 農業基盤整備促進事業

(4) 被災地域農業復興総合支援事業

(5) 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業

(6) 木質バイオマス施設等緊急整備事業

20 福島再生加速化交付金関係

事業主体及び補助率

事業主体：福島県、市町村又は地方公共団体の組合

補助率：国 75%等

※国補助残の地方公共団体負担分については、「震災復興特別交付税」が措置されます。